

県営林造成事業

1. 目的

県有林、県行造林、水源100年の森分収育林、全国植樹祭記念分収造林、林業基金分収造林の県営林について適正な森林整備により就労の場を確保しつつ公益的機能の維持増進を図り、健全な森林の造成を目指す。

また、県有林及び県行造林については公益的機能の高度発揮及び将来の伐採収入の確保のため長伐期化を推進し、より価値の高い財産の形成を図る。

2. 県営林管理

県有林管理人による現場巡視、県営林及びその他県営林関係財産の維持管理、県行造林及び各分収林の契約者との契約関連事務等を行う。

令和元年度には、小名経営区において人家近くで、風倒等のおそれのある危険木の伐採を実施し、防災対策を行った。

3. 県営林造成

県営林の維持造成のため、各種施業を実施するもの。令和元年度においては、大又経営区において立木販売を実施した。

また、新たな森林環境管理体制の実現に向け、井光経営区内に恒続林の試験（モデル）地を設置するため必要な森林整備を行った。

令和元年度事業

県営林の種類	経営区名	数 量	備 考
県 有 林	大又経営区 (東吉野村)	販売材積 203 m ³	立木販売（間伐）
	井光経営区 (川上村)	試験地設置 3箇所 作業道改良 等	恒続林モデル地の設置
林業基金 分収造林	小名経営区 (吉野町)	-	管理のための危険木伐採